

# 若者の性の問題化の構造

## —— 保健体育科教科書における性感染症の記述を例に

反橋一憲  
(早稲田大学大学院)

本稿は、若者の性がどのように問題視されて、どのようにコントロールされようとしてきたのかを明らかにするために、戦後に発行された中学校・高等学校用の保健体育科教科書における性感染症に関する記述を分析した。

保健体育科教科書では、出産・育児のための健康を害する点で性感染症が問題とされた。結婚前の性行為も、出産・育児に関連しない点で問題となり、結婚までの純潔が求められた。若者の性は、出産・育児のための健康を害さないようにコントロールされる必要があり、具体的には結婚まで純潔を維持するようコントロールされた。そして、純潔規範を説明するために、都合のよい科学的な知見が教科書に記述され、規範に不都合な部分は捨象された。若者の性をコントロールする手段として、性感染症に関する科学的知見が規範と結びつけられたのである。その後、規範が弛緩して科学的知見が重視されるようになり、その結びつきは弱まった。

### キーワード

性感染症、若者の性、純潔規範、性教育、教科書

### I. 本稿の関心

本稿は、戦後に発行された中学校・高等学校用の保健体育科教科書における性感染症に関する記述を分析することで、若者の性がどのように問題視されて、どのようにコントロールされようとしてきたのかを明らかにする。

若者の性行動は常に問題化されて課題が見出され、対策が講じられてきた。例えば、厚生労働省の「健やか親子21(第2次)」で

は、「次世代の心身の健康づくりに直結する重要な課題」(厚生労働省 2014: 72)として、10歳代の人工妊娠中絶率や性感染症罹患率の減少が目指されている。しかし、若者の性に課題が生じる原因を若者のみに求めるだけでは不十分である。若者の問題を論じる際には、それが本当に若者の問題なのかを問うことが求められる(羽瀨編 2008)。つまり、若者の行動を問題化する大

人の側の視点も考慮に入れる必要がある。大人が若者の性にどのような課題を見出して、どのようにコントロールしようとしてきたのかは、検討すべき問いなのである。

大人が若者の性を問題視する背景には、若者があるべき姿を逸脱しているのではないかという危惧が挙げられる。例えば、1970年代には、若者に「性の乱れ」が生じているという憂慮が大人の側にあった（林 2019）。「性の乱れ」とは婚前性交を指し、（結婚前の）性交経験が増加していると危惧されたのである。1970年代は、「女性が性的な解放も含めて新たな生き方を選択できるようになった時代」（永田 2008: 156）と指摘されるように、性に寛容な考えが普及し始める時期である。寛容な考えに影響された若者が、純潔規範を逸脱して、性行動を活発化させているという危惧が大人にはあった。そのため、大人は若者に規範を守らせ若者の性をコントロールしようと試みてきたのではないか。

本稿は、大人が解決を試みようとした若者の性の具体的な課題として性感染症に着目する。性感染症への対応が課題とされる直接の理由は、性感染症が健康を害する点にあると言える。すなわち、性感染症は医学的な面から課題にされる。一方で、性感染症は性の問題でもあるから、規範的な側面も有していよう。そうだとすれば、性感染症の科学（医学）的な事実が、性の問題を解決するための規範的な説明に用いられるのではないか。性感染症という課題を解

決するために、単に科学的な知識を伝えればよいのか、あるいは規範的な要求もされるのか。性感染症に着目することで、このような科学的な知識と規範的な言説のせめぎ合いを観察できる。なお、性感染症以外に人工妊娠中絶も解決すべき課題として挙げられる。しかし、人工妊娠中絶は性感染症と違い、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から女性の課題として限定されてきたのではないか。性の問題は女性のみならず男性も当事者である。そのため、本稿は男女に共通する課題として性感染症を取り上げる。

大人が若者の性感染症にどのように対応しようとしてきたのかは、性教育を手掛かりに検討できる。例えば、前述した「健やか親子21」でも、人工妊娠中絶率や性感染症罹患率の減少を達成するために、「学校における教育内容の充実・強化：性に関する指導の推進（性感染症、人工妊娠中絶の心身への影響、妊娠出産、生命の尊重等）、妊娠・出産に係る正しい知識の普及啓発」が提示されている<sup>1</sup>（厚生労働省 2014: 78）。性教育の目標には「自己の性に対する認識」の確立、「人間尊重、男女平等の精神に基づく豊かな男女の人間関係」の構築もあるが、「性の諸問題」に対処する能力の育成もまた目標である（文部省 1999: 9-10）。性教育に着目することで、若者の性にどのような課題が見出されて対策が講じられようとしてきたのかを観察できる。

ところで、学校での性教育は学校の教育

1 日本の教育行政においては「性教育」ではなく、専ら「性に関する指導」という語句が用いられるが、本稿では「性教育」という語句で統一する。

活動全体を通して行われるとされる（文部省 1999）。そこで本稿は、教科学習における性教育、特に保健体育科での性教育に分析対象を限定する。教科学習での教育内容は学習指導要領に示されている。そして、学習指導要領に示された教育内容は、国による検定を経た教科書に具現化されて児童生徒に教えられる。教科書は学習指導要領に基づき作成されて検定を経ている点で国の意向が反映されている。しかし、国の意向が直接反映されているわけではなく、教科書には執筆者や発行者の意向も加えられている。そのため、学習指導要領と教科書の双方に着目することで、大人が若者の性をどのようにとらえてきたのか、総合的に把握できる。さらに、教科書は「学校知を集約的に提示する媒体」（岡本 2018: 386）である一方で、教科書での性に関する記述は商業誌と比べて規範的だとされる（小坂 2009）。したがって、教科書には科学的な知識（学校知）が規範的な様相で記載されているのではないかと考えられる。本稿が関心を有する科学的な知識と規範的な言説のせめぎ合いを観察するために、教科書は格好の分析対象となる。そして、教科学習の中でも保健体育科に着目する理由は、学習指導要領において病気の予防が保健体育科の教育内容として示されてきており、性感染症の予防もその中に含まれてきたからである（詳しくはⅡで述べる）。

## Ⅱ. 課題の設定

### 1. 分析課題の導出

戦前の（男子向け）性教育では、性感染症の予防はオナニーの禁止に並ぶ性教育の目的であった（澁谷 2013）。澁谷知美によれば、性感染症は花柳界で感染すると認識されており、「花柳病」と呼ばれていた<sup>2</sup>。そして、花柳病には①自己への害（自身が発症すること）、②妻への害（妻に感染させること）、③子孫への害（不妊になる、あるいは生まれてきた子どもに先天性の病気が生じること）という3つの害があり、これら3つの害を伝えることが「正しい知識」であった（前掲書：344-350）。これらの「正しい知識」を伝え、男子学生の恐怖心をあおって禁欲へ向かわせ、性感染症を予防しようとした（前掲書：307, 317）。性感染症の原因は買春にあり、性感染症に罹患すると個人のみならず家族に害を及ぼすとされたのである。そして、性感染症を予防するために若者には結婚までの純潔が求められた。戦後も、1950年代の保健体育科にて性感染症<sup>3</sup>が「不健全な男女関係」あるいは「結婚」「遺伝」と関連付けられていたように（茂木 2012: 5）、性感染症が引き続き個人ではなく家族の問題としてとらえられた。

以上を総合すると、戦前は性感染症の原因が買春による性行為にあり、本人だけでなく家族の問題ともみなされ、結婚までの純潔が予防法とされた。戦後も引き続き性感染症が家族に悪影響をもたらすために解決すべき課題とされていた。しかし、1960

2 花柳病は梅毒、淋病、軟性下疳の総称であった（澁谷 2013: 298）。

3 戦後から1980年代までは「性感染症」ではなく「性病」と呼ばれていた。本稿では基本的に「性感染症」で統一する。

年代以降の状況は、罹患率の低下とともに記述量が減少し、その後、HIV/AIDS や性器クラミジアの罹患率が増加するとともに再び記述量が増加したという知見に留まる(茂木 2006, 2012)。具体的な記述の中身、すなわち性感染症がなぜ解決すべき課題とされ、どのような予防法が示されたのかに関しては、十分な分析が施されているとはいえない。1950年代まで家族の問題という観点から説かれていた性感染症の負の影響と予防法は、エイズ対策に主眼が置かれるようになるのとどのように説かれてきたのか。本稿はこの変遷をたどり、若者の性がどのように問題化され、コントロールの対象となってきたかを明らかにする。

## 2. 時期区分の設定——保健体育科における性感染症の取り扱われ方への着目

反橋 (2020) によれば、これまでに改訂されてきた学習指導要領の各版にて、性感染症は保健体育科の教育内容として表 1 の通り示されてきた。

1969年・1970年版までは性感染症が教育内容として示されてきたが、1977年・

1978年版、1989年版では、学習指導要領で明確に示されなくなった。その後、1998年・1999年版以降は「エイズ」が教育内容として示されるようになった。この推移は、茂木 (2006) が指摘するように、性感染症罹患率 (図 1・2 参照) の推移に対応していよう。すなわち、戦後すぐは性感染症罹患率の高さが突出していたが、その後 1950 年代後半から減少した。そのため、1977年版・1978年版では性感染症を取り上げる必要性が弱くなったのだろう。しかし、1980年代後半から1990年代にかけてエイズ対策が急務になったことで、1998年・1999年版以降はエイズを中心に性感染症を取り上げる必要が出てきた。

ただし、性感染症が学習指導要領で教育内容として明記されていない場合であっても、教科書には示されていた。反橋 (2019) によれば、1977年版の学習指導要領に基づく中学校保健体育科用教科書や、「中等学校保健計画実施要領」(1949年)の時期に出された保健体育科教科書にも、性病に関する記述があった。高等学校保健体育科でも、「中等学校保健計画実施要領」や1978年版

表 1 学習指導要領に示された性に関する内容のうち性感染症にかかわるもの

中学校	高等学校
1958年版 病気の予防 (性病)	1960年版 国民優生 (性病の予防)
1969年版 病気とその予防 (性病)	1970年版 疾病予防活動
(1977年版と1989年版には明記なし)	(1978年版と1989年版には明記なし)
1998年版 感染症の原因とその予防 (エイズ、性感染症)	1999年版 健康の保持増進と疾病の予防 (エイズ)
2008年版 感染症の予防 (エイズ、性感染症)	2009年版 健康の保持増進と疾病の予防 (エイズ)

注 2017年版・2018年版は、教科書を分析対象としないので省略した。

出典：反橋 (2020) を参考に筆者作成

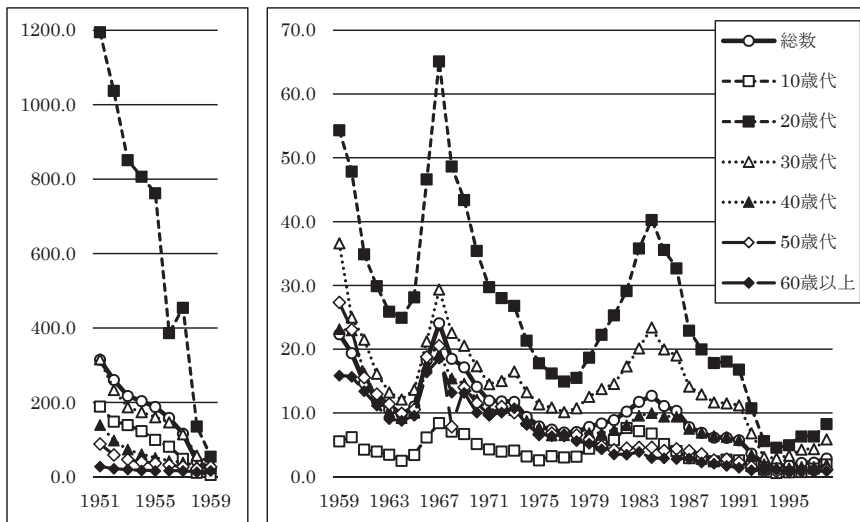


図1 (左) 1951～1959年における性感染症罹患率(人口十万対)の推移  
 図2 (右) 1959～1998年における性感染症罹患率(人口十万対)の推移

注 集計されている性感染症は梅毒、淋病、軟性下疳、鼠径リンパ肉芽腫症の4種である。罹患率(縦軸)は総数・各年齢階級とも人口10万人あたりの罹患患者数である。1950年代の罹患率(特に20歳代)が高かった点を考慮して、1959年で図1・2を区切っている(凡例は共通)。なお、厚生省による性感染症の集計方法が変化している点と、本稿が1960年代の罹患率減少に関心を有する点を考慮し、1999年以降は省略した。

出典：分子となる罹患患者数は厚生省大臣官房統計調査部(1954)、同(1955-1959)、同(1960-1981)、同(1982)、同(1983-2000)を、分母となる各階級の人口は総務省統計局編(2003)を参照して、筆者が作成した。

と1989年版の学習指導要領に基づいた教科書に、性感染症に関する記述が載っていた(茂木2006)。そのため、学習指導要領に性感染症が示されていない時期の教科書も分析対象とする必要がある。

以上を踏まえ、本稿では、①性感染症罹患率の高さが課題になっていた1969年・1970年版まで(Ⅲ)、②学習指導要領で明確には性感染症が示されなくなる1977年・1978年版と1989年版(Ⅳ)、③エイズ対策が求められるようになる1998年・1999年版以降(Ⅴ)に時期を区分する。この3つの時期ごとに、性感染症が負の影響をもたらすものとしてどのように問題化され、性感染症の負の影響を防ぐためにどのような予防法が提示されてきたのかを分析する。そして、この3つ

の時期によって、大人によって若者の性が問題化される構図や、コントロールされる方法が異なっていたのかを論じる。

### 3. 分析対象

本稿が分析対象とする、戦後に発行された中学校保健体育科教科書、および高等学校保健体育科教科書は表2に示している通りである。なお、教科書を収集した時点では、2017年・2018年版の教科書が使用されていないため、本稿は2008年・2009年版までを分析対象とする。入手できた教科書の中から、性感染症に関する記述が記載されていた箇所を参照し、性感染症がどのように問題視されていたのか、そして性感染症の予防法がどのように示されていたかを抜

表2 分析対象となる保健体育科教科書

中学校				高等学校			
学習指導要領	使用開始	発行者	教科書	学習指導要領	使用開始	発行者	教科書
1949年版	1951年	16社	51点	1949年版	1951年	14社	41点
1958年版	1962年	7社	31点	1960年版	1963年	12社	28点
1969年版	1972年	5社	15点	1970年版	1973年	9社	23点
1977年版	1981年	3社	12点	1978年版	1982年	7社	30点
1989年版	1993年	3社	6点	1989年版	1994年	4社	10点
1998年版	2002年	3社	6点	1999年版	2003年	3社	9点
2008年版	2012年	4社	8点	2009年版	2013年	2社	6点

注1 学習指導要領が法的拘束力を有する以前は「1949年版」とした。この時期は主に「中等学校保健計画実施要領」が保健教育の内容を示した。なお、1949年版中学校用の51点中3点、同高等学校用41点中2点は入手できなかったため、これら5点は分析対象から除外した。

注2 「教科書目録情報データベース」では、発行者名や発行者記号が変更になると新規教科書として登録されるが、本稿では教科書記号・番号が同一であれば同一の教科書とみなす。これに該当する事例は、1976年度に発行者名が学研書籍から学習研究社へ変更になった『高校保健体育』と、2010年度に学習研究社から学研教育みらいへ変更になった『新・中学保健体育』である。また、中学校用教科書『どうしたら健康が増進されるか』（日本教図 1951）は上下巻合わせて1点と数えた。

出典：公益財団法人教科書研究センター「教科書目録情報データベース」（2020年12月23日取得、[https://textbook-rc-lib.net/Opac/search.htm?s=-cKZ-xZqMVYzA\\_3dOR9fO1zB6wh](https://textbook-rc-lib.net/Opac/search.htm?s=-cKZ-xZqMVYzA_3dOR9fO1zB6wh)）をもとに筆者が作成した。

き出して分析する。

### Ⅲ. 優生問題としての性感染症（1969年・1970年版まで）

#### 1. 「中等学校保健計画実施要領」（1949年）に基づく教科書

戦後間もなく、性感染症の罹患率が問題となっていた時期は、性感染症は子孫にまで影響を与える病気と説明されていた。中学校用の教科書では、性感染症に罹患することで「本人が苦しむばかりでなく、子孫にまで害毒をおよぼして悲惨な運命におちいる」（講談社『中学保健』1951: 161, 1952: 169, 1953: 156, 1955: 160-1）<sup>4</sup>と子孫の問題とされ、性感染症は「亡国病」（教育図書

『健康のよろこび』1951: 203）と、国に影響を及ぼす病気とされた。高等学校用の教科書でも「その人をいため、子孫にまで害を残す病気」や「国民の質が著しく悪化する」（教育図書『健康と生活』1950: 185-6）のように、本人だけでなく子孫にまで悪影響を及ぼし、ひいては国にも影響を及ぼすという説明がなされていた。

中学校用教科書では、子孫、そして国に悪影響を及ぼす性感染症には、「誘惑に負け理性を失ったとき」にかかり（学校図書『中学保健』1952: 199）、「健全でない青年期の交際」や「おとなたちの正しくない生活」（実教出版『私たちの健康』1951: 176）など、不健全な男女交際が原因とさ

4 本稿では、分析対象として引用した教科書の出典は発行者、教科書名、使用開始年、ページ数でその都度示し、本文後の参考文献への提示は省略する。改訂版を同時に記す場合は同一著者による複数の文献とみなし、発行者と教科書名は省略している。

れた。高等学校用教科書では、性感染症が「花柳界にひろがっている」（教育図書『健康と生活』1950: 185）や、「性病に感染する機会は売春婦との性交渉によることが多い」（大修館書店『高等保健』1955: 148）など、不健全な男女交際の意味がより直接的に買春だと示された。性感染症を予防するには、「一時の感情にかられて行動することなく、不潔な性生活をさける」こと（中教出版『りっぱなからだ』1951: 183）、「未婚者」が「一時の感情におぼれて不潔な場所に近づかない」こと（東京書籍『新しい健康教育』1954: 213）など、不健全な男女交際をせず純潔を守ることが予防法とされた。より具体的に言えば、「本能的な欲望にかられ」た「不純不潔な行為」を避けること（中等教育研究会『健康と幸福』1952: 190）、「感染の危険にあるところに近づかないこと」（大日本雄弁会講談社『高等保健』1952: 183）という、特に結婚前に買春などの不健全な性行為をしないことが予防法とされた。このような予防法は「正しい知識、断固たる意志」をもって「純潔を守り、真の愛情に生きること」（教育図書『輝く健康日本』1953: 216）を意味した。「健全な男子と女子が結婚し、その夫婦の行いが正しい時は生涯かかることがない」（教育図書『健康と生活』1950: 185）とあるように、純潔を維持しパートナー以外との性行為をしないことが正しい行いとされた。

## 2. 1958年・1960年版学習指導要領に基づく教科書

1958年・1960年版でも引き続き、性感染症の負の影響は、中学校用の教科書では

「本人はもちろん子孫にまでおよびやすく、幸福な家庭をこわし、社会にもわるい影響をおよぼす」（大修館書店『中学保健体育』1962: 167）や、「国民全体の健康までも低下させるようになる」（大日本図書『中学校保健体育』1962: 170）のように、本人だけでなく子どもにも及び、家庭や社会の問題とされた。高等学校用の教科書でも、「性病に感染すれば、一生苦しみ、子孫にまで害毒を及ぼす」（中日本スポーツ研究会『高等保健体育』1963: 229）と、本人だけでなく子どもにも悪影響を及ぼすとされた。さらに、1960年版の高等学校学習指導要領では性病が国民優生の問題として示されていたことから、教科書には「性病やアルコール中毒が家庭生活を破壊し、社会に大きな負担を及ぼすことも、優生の問題と関連して重要である」（講談社『標準高等保健体育』1963: 218）というように、性病を国民優生と関連付ける記述がみられた。「子孫の素質にも悪い影響をあたえる」（学研書籍『高校保健体育』1968: 235）のように、性感染症が子孫の質を下げるという端的な記述もあった。

このような性感染症の予防法は、中学校用の教科書では「性病は、自分の意志によって防ぐことができる」ため、「正しい性知識をもち、それにもとづいて、清潔な行動をしなければならない」（学研書籍『中学保健体育』1962: 166）、あるいは「かるはずみなことはしないで、男女の交際を正しく、明るい生活をおくる」こと（大日本図書『中学校保健体育』1962: 170）、「ふしだらなことをしない」（教学社『中学保健体育』1963: 161）というように、正しい知識を持

つことと、禁欲的に生活を送ることが必要とされた。高等学校用の教科書でも、感染の原因が「不純な性行為」(学習研究社『高校保健体育』1968: 235, 1971: 235)、「不潔な性行為」(中日本スポーツ研究会『高等保健体育』1963: 229, 1967: 229, 1970: 229)など、純潔に反する行為にあるとされた。そのため、「性欲をスポーツや快適な勤労や趣味活動などに転化して、結婚までは純潔を維持することがたいせつである。」(同前1963: 229, 1967: 229, 1970: 229)と、純潔の維持が大切とされた。国民優生に関連して、以下のように生まれてくる子どもが性感染症に罹患していないことが求められた。

梅毒も胎盤を通じて胎児に感染し先天梅毒となる。よい子孫を得るためには、このような疾病の予防にも注意しなければならない。性病予防法に、結婚する場合は健康診断書を取りかわすようにさだめてあるのも、このような意義があるからである。(開隆堂『保健体育』1963: 230, 1967: 227, 1970: 225)

### 3. 1969年・1970年版学習指導要領に基づく教科書

1969年版の中学校用教科書でも、性感染症の負の影響は、梅毒の母胎感染によって「発育不良の子どもが生まれたり、胎児が育たないこともある」(学研書籍『中学保健体育』1975: 182)、淋病が「不妊の原因」になる(学研書籍『中学保健体育』1972: 182, 1975: 182, 1978: 174)、「子孫にまで害をおよぼし、家庭生活を不幸にする伝染病」(教育出版『新版 標準中学保健体育』

1972: 190)のように、本人だけでなく、生まれてくる子どもにも影響を与え、家庭に悪影響を及ぼすとされた。

1970年版の高等学校用教科書では、性病予防法の制定や保健所による活動が紹介される。「性病は国民の心身をおかして、子孫にまで害を及ぼすので、その治療および予防をする目的で、性病予防法による対策が実施されている。」(講談社『標準高等保健体育』1973: 230, 1976: 230, 1979: 230)のように、生殖と関連付けられる記述もあった。さらに、「結婚と優生」の項目でも記述があった。例えば、「性病は不妊の原因となったり、胎児にわるい影響をあたえたりするので、ぜったいに予防しなければならない」(大修館書店『高等保健体育』1973: 179)や、「性病は相手に感染させるだけでなく、生まれてくる子どもにも影響する」(一橋出版『保健体育』1973: 174)という記述である。

性感染症の予防法はどうか。中学校用の教科書では、「病気について正しい知識をもち、危険な機会をつくらないようにする」ことや(東京書籍『新しい保健体育』1972: 179)、「社会には、性的欲求を刺激する要素が多く、意志の弱い人のなかには、それに負けて、誤った行為に陥る人もいる」ために「性病の恐ろしさを正しく理解し、誘惑に負けない強い意志をもって生活することが必要」(学研書籍『中学保健体育』1972: 182-183)など、誘惑に惑わされず感染する機会を設けないという、禁欲を示唆する説明がされた。高等学校用の教科書では、『新編保健体育』にて「性病の多くは、不潔な性交による接触感染である



から、不純な交友を避ける」(第一学習社 1973: 183)と説明されたが、他の教科書にはあまり書かれていない。むしろ、以下のような、結婚と関連付けられ、結婚前の純潔を示唆する説明が見受けられた。

さらに重要なことは、優生上問題になる点がないかということである。それには、(中略)アルコール中毒や性病の有無などを検査してもらい、健康診断書を取りかわしてから結婚生活にはいるのがよい方法である。(講談社『標準高等保健体育』1973: 190)

#### IV. 優生問題からエイズ対策への過渡期 (1978・1979年版と1989年版)

##### 1. 1978年・1979年版学習指導要領に基づく教科書

1978年・1979年版学習指導要領では性感染症が明示されなかった。だが、性感染症に関する記述は僅かながらも記載された。中学校用教科書では、1980年代に使用が開始された9点のうち7点が、学習指導要領の「傷害の防止と疾病の予防」に該当する項目で性感染症に言及していた。7点のうち5点は病名(主に梅毒)を示すのみだったが、大日本図書の2点では、以下のように患者数が多く、青少年も感染していることが問題とされた。

りん病や梅毒などの性病は、統計上患者の数は少ないが、実際の患者は多

く、青少年にも感染して問題となっている。患者が医師の診察を受けたがらないこと、完全に治療しないとからだ全体がおかされることなどから、対策を強化するよう望まれている。(大日本図書『中学校保健体育』1981: 115, 1984: 115)

一方、高等学校の教科書30点のうち12点は、学習指導要領の「健康な家庭生活」に該当する項目で説明していた。例えば「性病は、家庭生活に与える影響が大きいので、異常がある場合は、はやく完全に治療しておかなければならない」(開隆堂『保健体育』1982: 182)のように、性感染症が家庭生活に影響を与えると説明された。あるいは、以下のように、生殖への影響を説明する記述があった。

梅毒の場合では、妊娠中の母親がり患していると、胎盤を通して胎児に病原体が移り、先天梅毒児が生まれることもある。淋病は、卵管や子宮内膜などの炎症によって、不妊の原因になり、子宮外妊娠の破裂などを生じて生命の危険をもたらすこともある。また、男性の場合も不妊の原因になる。(一橋出版『保健体育』1982: 196)

また、高等学校用教科書では本文中で性病予防法に言及する教科書が11点あったが、あくまでも法令の紹介である<sup>5</sup>。個人レ

5 国による施策の紹介(「公衆衛生活動と保健・医療制度」の項目内)か、結婚前の健康診断の根拠(「結婚と健康」の項目内)として記述されている。

ベルでの具体的な予防法を説く教科書は中学校・高等学校ともなかった。

しかし、エイズが日本でも確認されると、1990年以降に使用が開始された中学校用教科書は3点とも、「傷害の防止と疾病の予防」の本文中や巻末資料として、エイズを紹介していた。例えば、感染を予防するために「エイズ患者だけでなく、キャリアとの性行為」や、その他血液を避けることが必要であると説明され（学習研究社『改訂中学保健体育』1990: 199）、あるいは「原因がはっきりしており、さらに感染経路が限られているので、その点では、けっしておそろしい病気ではない」（同前）、「一般の生活のなかで感染する危険性はほとんどない」（東京書籍『新訂 新しい保健体育』1990: 179）など、決して恐ろしい病気ではないことが示されていた。一方、高等学校用教科書の4点（1988年使用開始の1点、1991年使用開始の3点）には、学習指導要領の「公衆衛生活動と保健・医療制度」に該当する箇所でもエイズに関する記述が載った。ただし、『現代高等保健体育』（大修館書店1991）が感染の原因や患者数が増加していること、エイズ予防法が制定されたことなどをせいぜい説明していた程度で、中学校に比べて詳細な記述は見られなかった。いずれにせよ、エイズに関する記述では、生殖や家族への影響は見受けられなかった。

## 2. 1989年版学習指導要領に基づく教科書

1989年版でも、学習指導要領では明確に示されなくとも、エイズに関する記述が引き続き載った。中学校用教科書は全6点で、

学習指導要領の「疾病の予防」に該当する項目に記載され、「世界中で急激に患者・感染者が増え続け、社会的健康問題として注目されています。」（東京書籍『新しい保健体育』1997: 105）、「HIVに感染した人がホテルで宿泊を断られたり、外国では、感染した子どもが登校を拒否されたりした例がある。」（大日本図書『新版 中学校保健体育』1997: 117）など、HIV感染者・エイズ患者の増加や感染者・患者に対する差別が問題になっていると述べられていた。

高等学校用の教科書全10点も学習指導要領の「疾病の予防活動」に該当する項目でエイズに言及し、うち4点では節単位でエイズ（または性感染症）を説明していた。病名のみを取り上げている教科書もあるが、「性的接触によるHIV感染者が増加しつつあり、深刻な社会問題になっている」（大修館書店『新高等保健体育』1994: 193）のようにエイズ感染者の増加や、「エイズの原因がよく知られていなかったために、エイズに対する誤解や偏見が広がった」や「今もなお、患者・感染者やその家族への差別がみられる」（一橋出版『保健体育』1995: 141）など、エイズへの誤解や偏見、患者への差別が問題になっていると説明している教科書もあった。なお、エイズだけでなく性感染症全般について、本文中や巻末の用語説明で言及する高等学校用教科書も5点あった。この時期より、「性行為でうつる病気は20をこえ、これらをまとめて性感染症、あるいは性行為感染症といいます」（大修館書店『最新保健体育』1998: 96）など、「性病」ではなく「性行為感染症」あるいは「性感染症」という語句が使用され

るようになった。

それでは、エイズの予防法はどのように提示されたか。中学校用教科書では、「不特定多数との性的接触をさけること、コンドームを使うことなどが有効であること」(学習研究社『新・中学保健体育』1997: 113) や、「HIVに感染するような行動をしないことがたいせつであり、「次々に相手をかえるような性行為は、HIVに感染する可能性のある危険な行動」(大日本図書『新版 中学校保健体育』1997: 117) と説明された。不特定多数との性行為をしないことがまず挙げられ、性行為をする際はコンドームを使用することが挙げられた。高等学校用の教科書でも、「エイズは日常の社会生活で感染することはなく、正しい知識を学び、リスクの高い性行為をさけることで予防できる病気」と説明され(一橋出版『保健体育』1995: 141)、「不特定多数との性交をしないこと、性交するときにはコンドームを正しく使用すること」が予防法とされた(同前)。中学校、高等学校ともに、教科書で説明されたエイズの予防法は不特定多数との性行為をせず、性行為をする際はコンドームを使用することであった。

## V. エイズ対策と生殖の問題への回帰 (1998年・1999年版以降)

### 1. 1998年・1999年版学習指導要領に基づく教科書

1998年版中学校学習指導要領ではエイズと性感染症が、1999年版高等学校学習指導要領ではエイズが、教育内容として明確に示されるようになった。ただし、高等学

校用教科書でも性感染症について説明されるようになった。

性感染症について、中学校用の教科書では、「近年、若年層のあいだで性器クラミジアが増加傾向にあることから、今後の性感染症の増加が懸念されている」(東京書籍『新しい保健体育』2002: 116) と、若年層での性感染症が増加していることが説明された。そして、性感染症が「不妊の原因になること」や「母親から赤ちゃんに感染(母子感染)すること」(学習研究社『新・中学保健体育』2006: 95)があるなど、生殖に影響を与えるという説明もされるようになった。高等学校用の教科書でも、性感染症が「性行動の活発な青年層と壮年層に多くみられ、感染に気づかずに性行為を重ね、感染を広げていることも少なくない」(一橋出版『明解保健体育』2003: 27) など、若者の間で増加していると説明されていた。

エイズについても、「HIV感染者の年齢構成をみると、20歳代までの若い感染者が全体の約1/3をしめており、わたしたちが身近な問題として考えなければならない」(大日本図書『中学校保健体育』2002: 133) や、「わが国でも、感染者は増加傾向にあり、とくに10代、20代の増加が懸念されている」(第一学習社『高等学校 改訂版保健体育』2007: 30) など、中学校・高等学校用の教科書ともに、若年層を中心にHIV感染が増加していることが説明されている。性感染症とエイズ(HIV感染)は若者の問題として説明されるようになった。

中学校用教科書では、性感染症やHIV感染の予防は以下のように示された。

エイズもふくめた性感染症の主な感染経路は性行為であり、性的接触により感染が拡大します。そのため、無防備な性行為や多数の相手との性行為はしないというのが適切な選択です。また、コンドームは、正しく使えば、自分のからだの細胞と相手の体液（精液または膣分泌液）とが接触するのをさけることができるので、性感染症の感染予防のためには有効な手段です。（大日本図書『中学校保健体育』2002: 135）

このように、性行為（特に無防備な性行為や不特定多数との性行為）をしないこと、性行為をする際にはコンドームを使用することが予防法として挙げられていた。高等学校用の教科書も以下のように、性行為を避けることを基本としつつ、性行為を行う際はコンドームを使用するよう説明していた。

性行為による感染を防ぐためには、危険な性行為を避けることが重要である。具体的には、相手がHIVに感染していないことが確実にない場合は性行為を避けるか、あるいはコンドームを正しく使用するなどの予防行動があげられる。（大修館書店『新保健体育』2003: 130-131）

## 2. 2008年版・2009年版学習指導要領に基づく教科書

性感染症の影響について、中学校用の教科書では、「近年は、10代で感染する人も多く、低年齢層への感染の拡大が心配され

ています。」（東京書籍『新しい保健体育』2012: 105, 2016: 136）のように、低年齢層で感染が増加していると説明されていた。あるいは、治療を受けないと「尿道や子宮、卵管などに炎症を起こし、不妊症や子宮外妊娠の原因になる」や「性感染症に感染している母親から胎児へ感染し、流産や早産などの原因になる」（東京書籍『新しい保健体育』2012: 105, 2016: 137）など、生殖への影響が挙げられていた。高等学校用の教科書でも、「性感染症は、感染予防への意識の低さなどもあり、10代後半から急増します。」など若者での感染の増加や、性感染症を「放置すると不妊症になったり子宮外妊娠を起こしたりすることもあります。」（大修館書店『最新高等保健体育』2013: 40, 2017: 40）など、生殖への影響が挙げられていた。

エイズについても、「HIV感染者、エイズ患者は年々増加しており、若い世代にも広がっています」（学研教育みらい『中学保健体育』2012: 100）や「わが国でも、近年、HIV感染者が急増しており、とくに30歳代までの男性の感染者が多く、社会問題となっています。」（第一学習社『高等学校保健体育』2013: 31）のように、中学校、高等学校用ともに若い世代での増加が説明されていた。

性感染症の予防法は、中学校用の教科書では「性的接触を避けること、とくに多くの人との性的接触は感染の危険性を大きくするため、避けることが必要です。また、コンドームを使うことなどにより直接接触を避けることも重要です。」（大修館書店『保健体育』2012: 143, 2016: 145）のよ

うに、まずは性的接触をしないことが挙げられ、その次にコンドームの使用が説明されていた。エイズも同様に、「他の性感染症と同じく、性的接触をしないことが最も有効です。また、コンドームは、正しく使用すれば感染の危険性を少なくするのに有効です」(学研教育みらい『中学保健体育』2012: 101, 2016: 117)と、まずは性的接触をしないこと、その次にコンドームの使用が挙げられていた。

高等学校用の教科書では、性感染症とエイズの予防法が一緒に説明され、具体的には「コンドームを正しく使うことで粘膜同士の直接接触を避け、感染を防止すること」(大修館書店『現代高等保健体育』2013: 37, 2017: 37)や、「まず、性行為のときに、コンドームを必ず、しかも正しく使用すること」(第一学習社『高等学校保健体育』2013: 31, 同改訂版 2017: 31)のように、性行為時にコンドームを使用することが挙げられていた。

## VI. 分析結果の要約と考察

### 1. 分析結果の要約

戦後から1970年代までの教科書では、性感染症が優生<sup>6</sup>と関連付けられ、本人だけでなく生まれてくる子ども、そして家庭に悪影響を与えると考えられた。特に、1950年代には「亡国病」という言葉が示すように、性感染症が国の発展を脅かすという説明が見受けられた。このような性感染症を予防するには何よりも結婚前の純潔が求められ

た。結婚前の純潔を破るような行為は「不潔」や「不純」とみなされた。特に、1950年代には性感染症に罹患する機会を買春にあると明記され、買春を戒める記述が見受けられた。

その後、1978年・1979年版にて性感染症は、学習指導要領で示されなくなっても、教科書では僅かながら言及される。ただし、当初は若者への感染や、家族や生殖への影響が説明される程度であり、予防法は示されなかった。しかし、エイズが問題になり始めると、主に中学校用教科書でエイズに関する記述が見受けられるようになる。そして、1989年版学習指導要領でもエイズは教育内容として示されてなくとも、中学校・高等学校用教科書ともにエイズに関する記述が載り、エイズ患者の増加や差別・偏見が問題とされた。さらに、予防法も示されるようになり、不特定多数との性行為をしないことや、性行為をする際はコンドームを使用することが説明された。

1998年・1999年版学習指導要領で中学校と高等学校ともに、エイズが(中学校では性感染症も)教育内容として示されると、エイズを含む性感染症について教科書で説明されるようになる。性感染症が若者の間で増加している点で問題とされた。そして、予防法として、無防備あるいは不特定多数との性行為を避けつつも、性行為をする際にはコンドームを使用することが挙げられていた。2008年・2009年版になると、性感染症が若者の間で増加しているこ

6 学習指導要領や教科書では、遺伝面に限らずに、広く子どもを無事に出産して健康な子孫を残す、というニュアンスもあったようである。

とだけでなく、生殖にも影響を及ぼすことが問題とされた。予防法としては、中学校と高等学校ともに性行為時にコンドームを使用することが示され、中学校用では性行為を避けることも示された。

## 2. 考察

まず、教科書では出産・育児が性の問題の判断基準であることがわかる。保健体育科での性教育は「生殖家族」を前提として「責任の持てる育児のための性行動」を問題の判断基準にしていると指摘される（ましこ 2019: 125）。性感染症はまさにこの基準によって課題とされている。1970年代までは性感染症の悪影響が本人だけでなく、生まれてくる子どもや家族など他人にも及ぶことが紹介されていた。その後、1980年代になると、性感染症の罹患によって他者の健康に影響を与えるという記述はなくなったように見受けられる。しかし、2010年代（2008年・2009年版）になると、性感染症が生殖機能に影響を及ぼすものとして問題とされるようになった<sup>7</sup>。したがって、保健体育科において性感染症は、出産・育児のための健康を害する点で問題視されていた。

次に、結婚前の性行為も出産・育児に関連しない点で問題となり、結婚まで純潔を維持すべきという規範が求められた。さらには性感染症の予防法としても純潔が挙げられた。戦後すぐは性感染症（特に梅毒）の治療が容易ではなく、売買春で性感染症

に感染するとも考えられていたため、感染を予防するには夫婦間以外の性行為をしないことが最善とされたのだろう。しかし、その当時に性行為をしながら性感染症を予防する方法がなかったわけではない。医学博士の市川篤二が若者向けに性病の知識を説く『性教育ハンドブック——性と性病のはなし』では、夫婦間以外の性行為をしないことが一番の予防法としつつも、性欲を抑えられず「夫婦以外の性交」をする際は、「コンドームまたはフィッシュスキン」といった「器械」の着用や「予防薬」の塗布が推奨されていた（市川 1948: 71-72）。しかし、教科書では器械や予防薬には言及されていない。器械や予防薬の使用は夫婦間以外の性行為を助長するものとして捨象されたのではないか。結婚まで純潔を維持すべきという規範を説明する際に、器械や予防薬の存在は不都合なものとされとともに、夫婦間以外の性行為をしないことが一番の予防法であるという点が都合よく使われた。科学的な知見のうち、規範の根拠として都合のよい部分のみが使用され、規範に不都合な部分は捨象されたと言える。

一方で、戦後直後には性感染症の悪影響を示して性行為を戒める方法を脱却する動きもあった。例えば、教師や親に向けて出版された『性教育はどのように行うか』では、性感染症を教える際に恐怖をあおるのではなく「純粹に医学的に教えらるべき」（大島ほか 1953: 271）という主張がみられた。しかし、教科書では器械や予防薬

7 2010年代には国が若者に少子化対策として結婚を求めようになったことから（斉藤 2017）、少子化対策の一環で若者に出産・育児を求める動きが背後にあらう。

の使用が説かれることはなく、純潔を維持すべきという規範的な説明のみが記載された。この背景には、性教育が単なる知識教育だけでは不十分であり、道徳教育としての側面も重視されてきた点が挙げられる。文部（科学）省が学校教員向けに発行してきた『中等教育資料』には、性教育では道徳面も重視すべきだという主張が見られる。例えば、文部省の教科書調査官を務めた植村肇は「性に関する正しい知識と道徳を確立してほしい」と述べ（植村 1963: 31）、1980年代にも、保健教育研究者である国崎弘が「科学的な知識を教える」ことが「あまりにも強調されていて、いわゆる道徳教育にかかわる」面での教育がおろそかになっているのではないかと述べた（田能村ほか 1986: 7）。このような道徳を重視する姿勢が、規範にそぐわない科学的知見を捨象したのであろう。

1960年代以降は、性感染症の罹患率減少に呼応して（罹患率の推移は図1・2を参照）、教科書における性感染症の記述量も減少した（茂木 2006）。学習指導要領にも性感染症が明記されなくなった理由は、国にとって罹患率を減らすという保健的な動機が弱くなったからかもしれない。しかし、教科書には性感染症に関する記述が僅かながらも記載されていた。性感染症は保健的な動機に関係なく、若者に規範を示して性をコントロールするための根拠として好適だった。1970年代は依然として、純潔規範が性感染症予防の根拠となり、性感染症が純潔規範に都合よく使われていたのである。

ところが、1990年代以降になると、結婚

までの純潔を求めるような規範的な記述は見られなくなる。むしろ、コンドームの使用を挙げる点で性行為を認めてさえいる。この背後には、結婚前の性行為を容認しない人の割合の減少や（NHK放送文化研究所編 2020）、若者の性交経験率の上昇（片瀬 2019）が想定される。純潔規範が弱くなって若者の結婚前の性行為が珍しくなり、結婚前の性行為を認めざるを得なくなったのだろう。あるいは、「特定の価値観を押しつける」のではなく、「科学的な学びを通して価値観の問題」を生徒に考えさせようとする昨今の保健学習のあり方（高橋 2000: 14）も想定される。規範を前面に出さず、科学的知見をもとにして思考を促そうとする保健学習の性格も、規範と科学的知見の結びつきを弱めたのかもしれない。

ただし、結びつきが弱くなったとはいえ、若年のうちは性行為を経験しないほうが望ましいという規範は依然として残っている。2010年代の中学校用教科書では性的接触を回避することが望ましいと記述されている。中学生の性交経験率は高校生と比べて低い（片瀬 2019）。経験率の低い中学生には、できればそのまま安易に性行為を経験しないよう求めているのかもしれない。

保健体育科教科書では、出産・育児のための健康を害する点で性感染症が問題とされた。結婚前の性行為も、出産・育児に関連しない点で問題となり、結婚まで純潔を維持すべきという規範が求められた。若者の性は、出産・育児のための健康を害さないようにコントロールされる必要があり、具体的には結婚まで純潔を維持するようコントロールされた。そして、純潔規範

を説明するために、都合のよい科学的な知見が教科書に記述され、規範に不都合な部分は捨象された。若者の性をコントロールする手段として、性感染症に関する科学的知見が規範と結びつけられて用いられたのである。その後、規範が弛緩し、保健学習が科学的知見を重視するようになると、規範と科学的知見の結びつきは弱まったようだが、規範の影響は見受けられる。

## VII. まとめと今後の課題

本稿は、若者の性がどのように問題視されて、どのようにコントロールされようとしてきたのかを明らかにするために、戦後に発行された中学校・高等学校用の保健体育科教科書における性感染症に関する記述を分析してきた。

若者の性は、若者が出産・育児を担えるかという点で問題視された。そして、大人は問題に対応するために、若者に対して科学的な知見を都合よく根拠にして規範的な要求を出してきた。科学的な知見を重視するようになって、規範に沿った科学的知見を提示していたのである。若者の性は、若者が出産・育児を担えるようにコントロールの対象とされた。そして、コント

ロールのために、科学的知見が取捨選択を経て利用された。

最後に今後の課題を挙げる。性感染症以外の若者の性に関する問題を分析することが挙げられる。例えば、2000年代以降の中学生と高校生とに対する規範的要求は、性感染症予防とは別のテーマに関連付けられるようになった可能性がある。1998年版以降の中学校学習指導要領では、「心身の機能の発達と心の健康」において「異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択」が、1999年版以降の高等学校学習指導要領でも「生涯を通じる健康」で「異性を尊重する態度」「性に関する情報への対処」が教育内容として示されるようになった（反橋2020）。結婚まで純潔を維持するべきという規範が弛緩するとともに、若者の性交経験率が上昇することで、教科書の記述においても結婚前の性行為が追認されるようになったという本稿の結論を確認するには、2000年代以降に教科書で説明される性に関する情報の増加という新たな問題を検討する必要がある。あるいは、Iで言及した人工妊娠中絶も、若者の性の問題が出産・育児に関連するという本稿の知見を踏まえれば、今後の検討が求められる。

## 参考文献

- 羽濑一代編, 2008, 『どこか〈問題化〉される若者たち』 恒星社厚生閣.  
林雄亮, 2019, 「はじめに」日本性教育協会編 『「若者の性」白書 第8回 青少年の性行動全国調査報告』 小学館: pp. 2-3.  
市川篤二, 1948, 『性教育ハンドブック——性と性病のはなし』 ハンドブック社.  
片瀬一男, 2019, 「第8回『青少年の性行動全国調査』の概要」日本性教育協会編 『「若者の性」白書 第8回青少年の性行動全国調査報告』 小学館: pp. 9-28.  
厚生省大臣官房統計調査部, 1954, 『伝染病精密統計年報』.  
———. 1955-1959, 『伝染病及び食中毒精密統計年報』.



- . 1960-1961, 『伝染病および食中毒統計年報』.
- . 1962-1981, 『伝染病および食中毒統計』.
- . 1982, 『伝染病食中毒統計』.
- . 1983-2000, 『伝染病統計』.
- 厚生労働省, 2014, 『「健やか親子 21 (第2次)」について 検討会報告書』, (2020年12月23日取得, <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000041585.html>).
- ましこ・ひでのり, 2019, 『身体教育の知識社会学——現代日本における体育・食育・性教育・救急法等をめぐる学習権を中心に』 三元社.
- 茂木輝順, 2006, 「保健体育教科書における性感染症記述の変遷」『性と健康』第5号: pp. 42-46.
- . 2012, 「性教育の歴史」荒堀憲二・松浦賢長編『性教育学』朝倉書店: pp. 1-7.
- 文部省, 1999, 『学校における性教育の考え方、進め方』ぎょうせい.
- NHK放送文化研究所編, 2020, 『現代日本人の意識構造 [第九版]』NHK出版.
- 岡本智周, 2018, 「学校知と権力」日本教育社会学会編『教育社会学事典』丸善出版: pp.386-387.
- 小坂美保, 2009, 「学校教育における『性』の語られ方と商業雑誌における『性』の語られ方」『日本 = 性研究会議会報』第21巻第1号: pp.20-32.
- 大島正雄ほか, 1953, 『性教育はどのように行うか』講学館.
- 斉藤正美, 2017, 「経済政策と連動する官製婚活」本田由紀・伊藤公雄編『国家がなぜ家族に干渉するのか—法案・政策の背後にあるもの』: pp.87-120.
- 澁谷知美, 2013, 『下半身と立身出世——男子学生の性的身体の管理の歴史』洛北出版.
- 反橋一憲, 2019, 「戦後の中学校保健体育科教科書における性に関する項目の変遷」『中研紀要 教科書フォーラム』(公益財団法人中央教育研究所) Vol. 21: pp. 42-53.
- . 2020, 「戦後の小・中・高等学校保健体育科における性に関する教育内容の変遷——学習指導要領や同解説等の検討を中心に」『保健科教育研究』第5号: pp. 15-31.
- 総務省統計局編, 2003, 「我が国の推計人口——大正9年—平成12年」, 政府統計の総合窓口「e-stat」, (2021年3月31日取得, <https://www.e-stat.go.jp/>).
- 高橋浩之, 2000, 「基礎・基本の定着を図り、個性を生かす教育を充実するための保健の授業」文部省教育課程課編『中等教育資料』第12巻第10号: pp. 30-31.
- 田能村祐麒ほか, 1986, 「[座談会] 中・高校生と性に関する指導」文部省教育課程課編『中等教育資料』第35巻第11号: pp.4-21.
- 植村肇, 1963, 「高校保健体育教科書における性の取り扱い」文部省教育課程課編『中等教育資料』第12巻第10号: pp. 30-31.

(掲載決定日: 2021年5月14日)

Abstract

The Constitution of Problematization of Youth Sex: An Analysis of Physical and Health Education Textbooks

Kazunori SORIHASHI

This paper analyzes the contents of junior high school and senior high school physical and health education textbooks published after World War II to elucidate how youth sex has been problematized and controlled in Japan.

Sexually transmitted diseases have been problematized as damage to youth health and prospective reproduction. Premarital sexual intercourse has also been described as problematic because it does not lead to procreation. Young people has been asked to obey the norm of remaining pure until they were married. Young people's sex needed controlling in order not to harm their health and prospective reproduction. Concretely, they were controlled to remaining pure until they were married. Convenient scientific knowledge explicating this social norm was described in textbooks, while inconvenient knowledge was neglected. In order to control youth sex, scientific knowledge was associated with the norm. Later, the norm weakened, and scientific knowledge was emphasized. Then, the association between the norm and the scientific knowledge appeared to become less evident.

Keywords

sexually transmitted disease, youth sex, norm of purity, sex education, textbooks